

議第38号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 介護老人保健施設（第23条～第26条）」を
「第5章 介
第5章の2
護老人保健施設（第23条～第26条）
に改める。

介護医療院（第26条の2～第26条の6）」

第1条中「，介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の」を「及び」に改め，「平成18年法律第83号」の右に「。以下「健保法等一部改正法」という。」を加え，「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前法」という。）」を削る。

第2条中「法，」を「法及び」に改め，「及び平成26年改正前法」を削る。

第6条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第6条 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この章において「省令」という。）の規定により指定居宅サービス等事業者が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている利用者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第8条中「第42条第1項第2号」の右に「、第72条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第13条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第13条 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この章において「省令」という。）の規定により指定地域密着型サービス事業者が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている利用者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第16条中「法」の右に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。

第16条の5を次のように改める。

(記録の保存期間)

第16条の5 指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この章において「省令」という。）の規定により指定居宅介護支援等事業者が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている利用者に対する指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援の提供に関する記録（以下

この章において「特定記録」という。)については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第20条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第20条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この章において「省令」という。）の規定により指定介護老人福祉施設が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている入所者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第25条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第25条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下この章において「省令」という。）の規定により介護老人保健施設が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている入所者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 介護医療院

(人権の擁護及び虐待の防止)

第26条の2 介護医療院は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第26条の3 介護医療院の管理者及び介護医療院の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を

有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 介護医療院は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第26条の4 介護医療院は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(記録の保存期間)

第26条の5 介護医療院は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下この章において「省令」という。）の規定により介護医療院が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている入所者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第26条の6 第26条の2から前条までに定めるもののほか、法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

第27条中「(申請者が介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業を行う事業者である場合を含む。)」を削る。

第28条中「(指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）、基準該当介護予防訪問介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護をいう。以下同じ。）及び基準該当介護予防通所介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当す

るサービスをいう。以下同じ。)を含む。)」を削る。

第29条第1項中「(指定介護予防訪問介護, 基準該当介護予防訪問介護, 指定介護予防通所介護及び基準該当介護予防通所介護の事業を含む。)」を削る。

第29条の2中「並びに指定介護予防通所介護及び基準該当介護予防通所介護の事業を行う事業所」を削る。

第30条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第30条 指定介護予防サービス等事業者は, 指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この章において「省令」という。)の規定により指定介護予防サービス等事業者が整備し, その完結の日から2年間保存しなければならないとされている利用者に対するサービスの提供に関する記録(以下この章において「特定記録」という。)については, その完結の日から5年間保存しなければならない。

第32条中「, 法第54条第1項第2号」の右に「, 第115条の2の2第1項第1号及び第2号」を加え, 「又は平成26年改正前法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項」を削り, 「平成18年省令又は平成27年改正前省令」を「省令」に改める。

第36条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第36条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は, 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この章において「省令」という。)の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者が整備し, その完結の日か

ら2年間保存しなければならないとされている利用者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第38条中「法」の右に「第115条の12の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。

第38条の5を次のように改める。

(記録の保存期間)

第38条の5 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下この章において「省令」という。）の規定により指定介護予防支援等事業者が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている利用者に対する指定介護予防支援又は基準該当介護予防支援の提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第41条を次のように改める。

(記録の保存期間)

第41条 指定介護療養型医療施設は、健保法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下この章において「省令」という。）の規定により指定介護療養型医療施設が整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされている入院患者に対するサービスの提供に関する記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附則第3項中「第26条」の右に「第26条の6」を、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の右に「介護医療院の人

員，施設及び設備並びに運営に関する基準」を加え，「，健康保険法等の一部を改正する法律」を「及び健保法等一部改正法」に改め，「及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を削る。

附則第4項中「第26条」の右に「，第26条の6」を加える。

別表おおむね8,000人以上の項を次のように改める。

おおむね8,000人以上10,000人未満	おおむね 3,150 未満	5
	おおむね 3,150 以上	6
おおむね 10,000 人以上		6

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する特例)

2 この条例の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定を受けている施設であって，この条例の施行の日以後に介護医療院の開設の許可を受けようとするもの（同日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分を除く。）については，この条例による改正後の京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第26条の4の規定にかかわらず，建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定

する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、これらの規定を適用しない。この場合において、当該施設を管理する者は、当該施設について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

提案理由

共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者、共生型介護予防サービス事業者及び共生型地域密着型介護予防サービス事業者に関する特例並びに介護医療院の制度が新たに設けられたことに伴い、当該特例及び制度に係る人員、設備及び運営の基準を定める等の必要があるので提案する。